

新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

介護職員の賃上げ・処遇改善をめぐる動き

昨年末から、介護職員の賃金アップや処遇改善加算をめぐる動きが活発になっています。

●「介護人材確保・職場環境改善等事業」

[「介護保険最新情報 Vol.1334」](#) (R6年11月29日) で周知されたとおり、「介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策」の中で、介護職員の賃上げ支援のための補助金が創設されます。

支給対象は、①介護職員等処遇改善加算の取得事業所 ②介護職員等の業務の洗い出し、棚卸しとその業務効率化など、職場環境改善に向けた計画を策定・提出する事業所とされています。つまり、「**生産性向上のための取組を実施する事業所が対象**」ということです。

またこの補助金は、そのような職場環境改善等の経費に充てたり、介護職員以外の職員の人件費に充てたりすることも可能とされています。

まだ不明点が多いので、新たな情報に注目です。

●処遇改善加算の経過措置

R7年度から完全移行とされていた新処遇改善加算の要件について、「職場環境等要件」「昇給の仕組み」はR7年度中に整備するという誓約でOKにする、とのこと。また、上記「介護人材確保…事業」を申請している事業所は「職場環境等要件」をクリアしているものとする、ということです。(第243回社会保険審議会介護給付費分科会資料)

なんとも国の施策に振り回されている感が否めませんが、方向性はある意味明確だと思います。今後の情報を的確にキャッチし対応していきましょう。

質問・相談 事例集 (社会保険編) ④

◆処遇改善加算を精算するため、年度末に一時金として支給している。賞与とは別の支給なので、社会保険料は引かなくてよいか。

➡社会保険における賞与とは、「いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるもののうち、年3回以下の支給のもの」とされています。処遇改

善加算の精算のため、年度末に一時金等で支給するのはこれに該当すると考えられますので、一時金は賞与として扱い、社会保険料を控除したうえで、「賞与支払届」を提出することが必要です。

◆月末の1日前に退職すると社会保険料が掛からないと聞いたが？

➡社会保険では、月末時点で加入している保険において、その月の保険料を支払うこととなっています。月末以外に退職した場合、その月の保険料は給与からは天引きされません。(多くの会社で保険料は翌月支給の給与から控除していますので、退職日の翌月に受け取る給与からは保険料が引かれないこととなります)

しかしながら、その月の保険料が免除になるわけではないため、退職の翌日からはなんらかの保険に加入する必要があり、その保険で保険料を支払うこととなります。(国民健康保険 or 転職先の社会保険 or 任意継続保険)これを放置しておくと、その期間は無保険状態となりますし、年金についても未納期間となってしまいますので、ご注意ください。

今年もよろしくお願いいたします！

2025年の幕が開きました。今年は4月と10月に育児介護休業法の改正があるなど、事業所として対応しなければならない変更が多くあります。また、年収の壁問題や社会保険の適用拡大についても議論が進められるものと思われ、働き方をめぐる動きから目が離せない状況にあります。

そんな中、当事務所は4月で開設から丸10年の節目を迎えます。引き続き、「魅力的で働きがいのある職場づくり」のお手伝いができるよう精進してまいりますので、本年もどうぞよろしくお願いいたします！

【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL : 026-217-3152 FAX : 026-217-3153

URL : <https://www.sugiyama-sr.net/>

Mail : mail@sugiyama-sr.net